

令和8年5月20日

高槻市都市創造部  
都市づくり推進課

## 質問回答書

番号	質問	回答
1	特記仕様書第15条「道路占用物および支障物調査」について、成果物は道路占用物(上下水道、ガス、電線共同溝、電気、電話、電柱、架空線等)の情報を重ね合わせた平面図のみを作成するという認識でよいか。	認識のとおりです。
2	特記仕様書第16条「準備組合等との動き」について、準備組合との調整は、発注者を介して情報共有する形か、あるいは受注者が直接協議に出席する必要があるか。	発注者を介して情報を共有する形を想定しておりますが、受注者が出席を希望する場合は拒むものではありません。
3	特記仕様書第17条「資料の作成協力」について、市議会への報告資料は、検討成果の概要資料(A3数枚程度のボリューム)を想定しているが、問題ないか。	問題ありません。
4	「基本計画の作成」における配置計画3案は、別途業務で検討を行う建築配置案の推奨案を前提として、基本的な建築配置および駅前広場区域は固まっているものとして配置計画3案の検討し、再整備検討範囲(2.9ha)のうち駅前広場区域外については、推奨案をベースに1案のみを作成するという認識でよいか。	配置計画は、特記仕様書に記載のとおりゾーニング案等を踏まえ駅前広場を含む再整備検討範囲内について3案作成するものです。